

安芸高田市吉田運動公園設置及び管理条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 12 月 7 日

安芸高田市長 石丸 伸二

安芸高田市吉田運動公園設置及び管理条例の一部を改正する条例

安芸高田市吉田運動公園設置及び管理条例(平成 16 年条例第 200 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
本則 (略)  別表(第 12 条関係) 1 体育館使用  (表は省略)	本則 (略)  別表(第 12 条関係) 1 体育館使用  (表は省略)

2	グラウンド使用 (表は省略)			2	グラウンド使用 (表は省略)		
3	テニスコート使用 (表は省略)			3	テニスコート使用 (表は省略)		
4	その他の施設等の使用			4	その他の施設__の使用		
	施設等名・使用区分	単位	利用料金		施設名__・使用区分	単位	利用料金
	(略)				(略)		
	窯室		700 円		窯室		700 円
	陶芸窯		300 円		(略)		
	(略)				(略)		
	備考 (略)				備考 (略)		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。